

災害時における医療体制の確保に向けた広域連携について

東日本大震災において明らかになった課題に対応するため、国においては被災地を含めた災害医療関係の有識者による「災害医療等のあり方に関する検討会」を設置し、同検討会における議論を踏まえ、平成24年3月21日付け「災害時における医療体制の充実強化について」の通知がなされたところである。

同通知によると、都道府県においてはD.M.A.T、医師会、日本赤十字社をはじめとする医療チームの派遣調整等を行い、市町村等においては、医療ニーズを適切かつ詳細に把握・分析した上で、地域の配置調整を行うなど、コーディネート機能が十分に発揮できる体制整備を積極的に推進することにより災害時における医療体制の充実強化を図ることとされ、都道府県を中心に、災害時の医療チームの調整役として、災害医療コーディネーターの設置が進められているところである。

首都圏においては、南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の大規模災害発生時には、都県を越えた被災傷病者等の受入・搬送体制の確保や調整が必要となることが想定される。こうした事態に備え、平時から各自治体内における地域の実情に応じた保健・医療・福祉の連携を踏まえた医療救護体制の充実に加え、自治体間の広域連携がスムーズに行われる仕組みづくりが重要である。

こうしたことから、課題認識の共有化や広域的な連携促進に資する研修等を通じて、医療チームの派遣調整業務を行う人員（災害医療コーディネーター等）間の連携が促進されるよう、次のとおり要望する。

- 1 都道府県と市町村との調整や都道府県を越えた広域連携を円滑に進めるため、各自治体の災害医療コーディネーター等が行う派遣調整業務について共通の基本的な機能を明確にした活動要領を示すこと。
- 2 平成26年度に予算化された災害発生時に医療チームの派遣調整業務を行う人員を対象とした研修については、広域自治体間の連携に資するよう、活動要領に示された広域連携を想定した、全都道府県が一堂に会する研修とすること。また、参加対象については、災害医療コーディネーター等が地域の実情に応じて配置されていることを踏まえて弾力的な取扱にするとともに、広域連携すべき調整業務の範囲には、医療ニーズが集中する急性期におけるDMA T、医師会、日本赤十字社などとの医療の調整のみに限らず、避難者の健康管理や要援護者支援などにおける、長期にわたる医療ニーズの調整業務も含めること。

平成26年5月28日

厚生労働大臣 田村 憲久 様

九都県市首脳会議

座長 神奈川県知事	黒 岩 祐 治
埼玉県知事	上 田 清 司
千葉県知事	森 田 健 作
東京都知事	舛 添 要 一
横浜市長	林 文 子
川崎市長	福 田 紀 彦
千葉市長	熊 谷 俊 人
さいたま市長	清 水 勇 人
相模原市長	加 山 俊 夫